特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルぴったりサービスでの受領により取得する。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル:	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 内閣府·総務省令第5号 第44条
4. 情報提供ネットワークシ	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2(第26,30,87,106項) ・番号法別表第2の総務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第19条,第44条,第53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2(第74,75項) ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条,第40条の2
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL:0883-36-8700 〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TEL:0883-36-6813

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和5年2月1日 時点							
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	情報提供ネットワークシステム	を通じた入	(手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	- 云(委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通		ない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・シ	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部	部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I — 1 — ② 事務の概要	児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給者資格への認定その他支給に関する処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請	児童手当法及び行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個 人情報を次の事務で取り扱う。 1. 受給資格者からの認定請求の受理及び審 査に係る事務 2. 額改定の請求又は届出及び審査に係る事務 3. 現況の届出の受理及び審査に係る事務 4. 各種届出の受理及び審査に係る事務 5. 未支払の児童手当の請求及び審査に係る事務 6. 受給資格者への認定その他支給に関する 処分についての通知に係る事務 7. 官公署等への協力要請 児童手当の支給に関する事務において必要と なも申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共 同システム電子申請サービスでの受領により 取得する。	事前	
	I −1−③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	事前	
	I -5-② 所属長	子育て支援課長 妹尾 浩子	子育て支援課長 大森 章司	事後	
	I -5-(2) 所属長	子育て支援課長 大森 章司	子育て支援課長 小松 隆	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。	(略) 児童手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、 窓口での受入、徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス及びマイナポータルぴったりサービスでの受領により取得する。	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、 団体内統合宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合 宛名システム、 徳島県・市町村共同電子申請・届出システム、 サービス検索・電子申請機能、申請管理システム ム	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 - 番号法第19条第7号 別表第2(第26,3 0,87項) - 番号法別表第2の総務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第19条(第1号), 第44条(第1号) 【情報照会の根拠】 - 番号法第19条第7号 別表第2(第74,75 項) - 番号法別表第2の総務省令で定める事務及	項) ・番号法別表第2の総務省令で定める事務及	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	び情報を定める命令 第40条(第1,2号) 子育て支援課長 小松 隆	び情報を定める命令 第40条, 第40条の2 課長	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒771-1695 德島県阿波市市場町切幡 201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700	〒771-1695 德島県阿波市市場町切幡字 古田201番地1 阿波市役所 企画総務部 企画総務課 TEL: 0883-36-8700 〒771-1695 德島県阿波市市場町切幡字 古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育で支援課 TE L:0883-36-6813	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡 201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TE L:0883-36-6813	〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字 古田201番地1 阿波市役所 健康福祉部 子育て支援課 TE L:0883-36-6813	事後	
令和5年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
·					